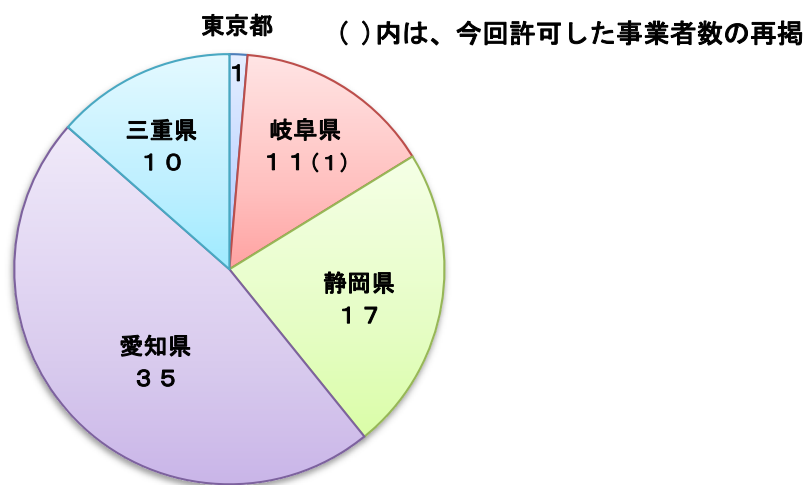


東海4県の特定信書便事業への参入状況等

1 本社所在地別・参入事業者数について

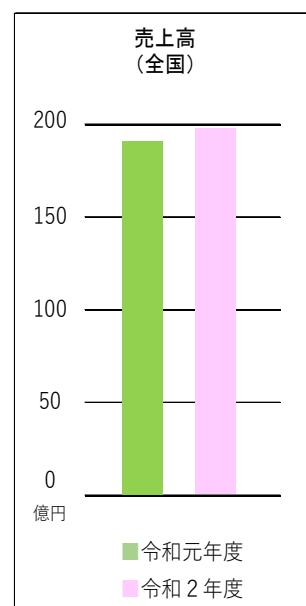
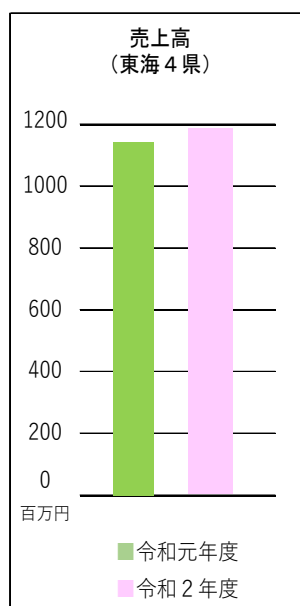
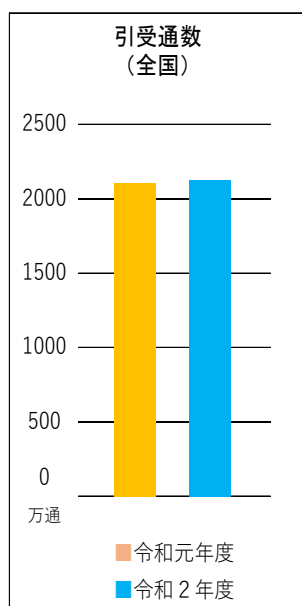
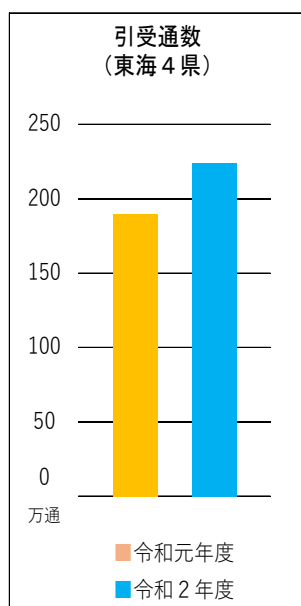
特定信書便事業者の本社所在地別に見ると、愛知県が35者で最も多く、静岡県17者、岐阜県11者、三重県10者、東京都1者となっています。

なお、全国における許可状況は、先に総務省ホームページをご案内しておりますとおり別紙参考資料では、東海管内の事業者数は75者となっています。このうち1者については本社が岐阜県ですが、事業エリアは関東管内であり、東海管内では事業は行っていないため東海局所管の事業者は74者となります。



2 東海4県を本社所在地とする事業者の取扱実績

全国の特定信書便事業者による令和2年度の引受通数及び売上高は前年度から増加となっていますが、東海4県内の特定信書便事業者による令和元年度の引受通数は約225万通で前年度に比べて1.19倍、売上高は約1,198百万円で前年度に比べて1.04倍となり、順調に伸びています。



3 特定信書便事業者の役務種類別について

信書便事業とは、信書（書状、請求書類等）を送達する事業のことです。
 信書便事業の種類としては、次の2つがあります。

- (1) 「一般信書便事業」：軽量・小型の信書便物を全国で引き受け、配達するサービスを提供する事業

軽量・小型の信書便物（長さ、幅及び厚さが各々40cm、30cm、3cm以下、かつ重量が250g以下）を差し出された日から原則3日以内送達

- (2) 「特定信書便事業」：以下の3つの役務のいずれかのサービスを提供する事業

〔1号役務〕
 長さ、幅及び厚さの合計が73cmを超え、又は重量が4kgを超える大型の信書便物を送達（大型信書便役務）

〔2号役務〕
 信書便物が差し出された時から3時間以内にその信書便物を送達（3時間役務）

〔3号役務〕
 1通の料金の額が800円を超える信書便物を送達（高付加価値役務）

東海4県の特定信書便事業者の役務種類別に見ると、1号役務が72者で最も多く、3号役務が47者、2号役務が5者の順になっています（複数の役務を提供する事業者があるため、役務種類別事業者数の合計と特定信書便事業者数は一致しません）。

役務種類	東海4県の事業者数
1号役務	72（517）
2号役務	5（107）
3号役務	47（308）

（ ）内は、全国の事業者数